

第62回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月21日（金曜日）午前10時
（午前9時30分受付開始予定）

場所

神奈川県横浜市西区みなとみらい
二丁目2番1号
ランドマークプラザ5階
ランドマークホール

議決権行使期限

2024年6月20日（木曜日）
午後6時30分まで

議決権行使をいただいた株主様には後日、
心ばかりの品をお送りいたします。

Nojima

証券コード：7419

目次

第62回定時株主総会招集ご通知

- 事業報告
- 連結計算書類

株主総会参考書類

事業報告及び連結計算書類については、
電子提供措置により当社ウェブサイト
及び東証ウェブサイトに掲載しております。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/7419/>



招集ご通知

証券コード 7419

2024年 6 月 6 日

(電子提供措置の開始日 2024年 5 月 30 日)

株 主 各 位

横 浜 市 西 区 南 幸 一 丁 目 1 番 1 号
JR 横 浜 タ ワ ー 26 階
(登記上の本店所在地：相模原市中央区横山一丁目1番1号)

株 式 会 社 ノ ジ マ

取締役兼代表執行役社長 野 島 廣 司

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第62回定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nojima.co.jp/ir/annualmeeting/meeting/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年 6 月 20 日（木曜日）午後 6 時 30 分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使をいただいた株主様には後日、心ばかりの品をお送りいたします。

ご自宅からでも株主総会の様子をご覧いただけるよう、株主様には本株主総会の状況についてインターネットにてライブ中継をいたしますので併せてご利用ください。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時（午前9時30分受付開始予定）

2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
ランドマークプラザ5階 ランドマークホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第62期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役15名選任の件

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 議決権行使に関する事項

- （1）当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主様ではない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます（ただし、お体の不自由な株主様の同伴の方、盲導犬、聴導犬及び介助犬等をご入場いただけます）。
- （2）議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- （3）同一の株主様が書面及び電磁的方法の双方により議決権行使を行った場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。なお、同一の株主様が複数回電磁的方法による議決権行使を行った場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- （4）株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は監査報告を作成するに際し、監査委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、計算書類に係る会計監査報告、監査委員会の監査報告
- (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

以 上

株主の皆様向けのインターネット中継

第62回定時株主総会の模様についてインターネットにてライブ中継を実施いたします。

公開日時：2024年6月21日（金曜日）午前10時から事業説明会終了まで

※株主総会の開始は午前10時からとなりますが、開始30分前よりアクセスは可能になります。

視聴方法：株主総会ライブ中継サイトにアクセスいただきますと、株主様の認証画面が表示されますので、下記に「ユーザー名・パスワード」を入力の上、ご覧ください。

株主総会ライブ中継は当社ホームページよりご案内いたします。

https://questant.jp/q/ESDUQ9JH_20240621_nojima_login

ユーザー名： パスワード：



【留意点】

- ・株主総会の視聴に当たりましては、ご使用のパソコンやスマートフォン等の環境（機能、性能）やインターネット接続の回線状況、多数の株主様のアクセス集中等により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。また、ご覧いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信料金（電話料金）などは、株主様のご負担になります。
- ・株主の皆様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は、議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず映り込んでしまう場合もあります。あらかじめご了承ください。
- ・インターネットにてライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため中継を通じての議決権行使及び質疑はできかねますので、議決権行使はあらかじめ議決権行使書による書面での行使又は、スマートフォンなどでインターネットにより事前に行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・また、各種タブレット、スマートフォンの機能によっては中継がご覧いただけないこともございますので、あらかじめご了承ください。

〈株主の皆様へ〉

・第62回定時株主総会に関する報告事項及び決議事項につきまして、株主の皆様から事前にご質問をお受けいたします。

ご質問がございます株主様は、当社ウェブサイトより議決権行使書に記載の株主番号等をご入力の上、ご質問くださいますようお願い申し上げます。

・株主の皆様のご関心が高い事項については本株主総会で説明を予定しておりますが、全てのご質問の回答をお約束するものではございませんので、あらかじめご了承くださいませ。

事業説明会 開催のご案内

定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、株主の皆様当社へのご理解を深めていただくため、「**事業説明会**」を開催いたします。お時間の許す株主様には定時株主総会とあわせてご参加、又はウェブサイトでのご視聴を賜りますようご案内申し上げます。

なお、「**事業説明会**」においてはお食事等のご用意はございませんので、あらかじめご了承ください。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/7419/>



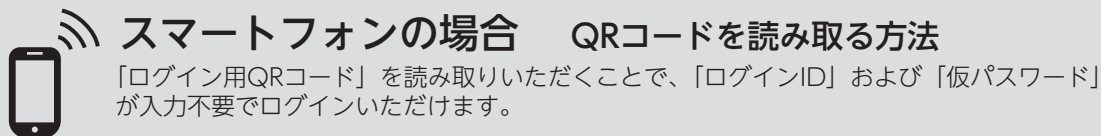
<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネット等による議決権行使のご案内

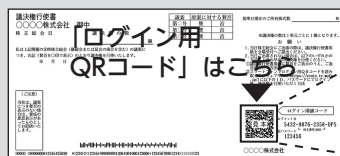
インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンから議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2024年6月20日（木曜日）
午後6時30分まで



1. QRコードを読み取る

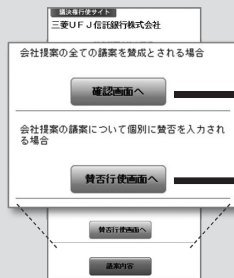


議決権行使書副票（右側）

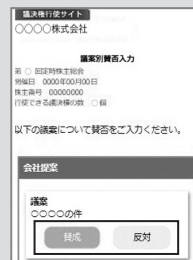
お手持ちのスマートフォンにて、
同封の議決権行使書副票（右側）
に記載の「ログイン用QRコード」
を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面
が表示されるので、議決
権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案
の賛否を選択

画面の案内に従っ
て行使完了です。

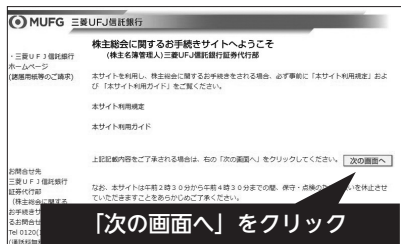
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

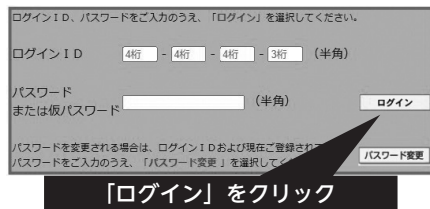


ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の 副票（右側）に記載された「ログイン ID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部



0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、全体としては緩やかな回復基調にあります。一方で、物価は緩やかながら上昇を続けていることに加え、中国経済への懸念や中東地域情勢などの景気下振れリスクが点在していることから、先行きにつきましてはこれらの動向に注意が必要な状況にあります。

このような状況下、当社グループは「デジタル一番星」、「お客様感動No. 1」を常に追求し、その実現のため「選びやすい売場」及び「お客様の立場に立った接客」を常に心がけ、コンサルティングセールスのレベルアップやお客様のニーズに合ったサービスの充実に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は761,301百万円（前年同期比121.6%）、営業利益は30,560百万円（前年同期比91.0%）、経常利益は32,937百万円（前年同期比90.9%）、親会社株主に帰属する当期純利益は19,979百万円（前年同期比85.7%）となりました。なお、当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

また、当社グループの経営指標として重要視しておりますEBITDA（※）は、57,540百万円（前年同期比103.2%）となりました。

（※）EBITDA＝経常利益＋支払利息＋社債利息＋減価償却費＋のれん償却額－持分法による投資損益

セグメント別の状況は以下のとおりです。

（デジタル家電専門店運営事業）

猛暑によりエアコン等季節品の需要が高まった一方、端末買い換えサイクルの長期化や電気通信事業法の改正により携帯電話が低調に推移し、家電小売業界の売上は概ね横ばいの推移となりました。

このような状況下、人材・店舗・DXへの投資を継続いたしました。DXへの投資につきましては、システム部門でのツール開発等に加え、GlobalLogic Japan株式会社との協創による「DXプロジェクト」のサービス提供を開始しました。3月には第2弾サービスの提供を開始しており、今後もお客様が快適かつ楽しくお買い物ができるよう、サービス開発を行ってまいります。商品につきましてはエアコンが好調に推移した一方、携帯電話は苦戦が続いております。3月においては、当社の原点であるコンサルティングセールスの強化に努めた結果、前年を上回る利益となっております。引き続き来期に向けた改善を進めてまいります。

これらの結果、売上高は267,801百万円（前年同期比100.5%）、経常利益は15,975百万円（前年同期比77.4%）となりました。

(キャリアショップ運営事業)

携帯端末販売・窓口のオンライン化が進む中、端末価格の値上がりによる買い替えサイクルの長期化や中古端末の需要拡大もあり、キャリアショップにおいてはこれまで以上に質の高い店舗運営が求められております。

このような状況下、安心・安全につながるセキュリティ関連サービスなど独自サービスをはじめ、お客様のニーズに合わせたコンサルティングを通じ、お客様に喜ばれる店舗運営を継続してまいりました。また、来店予約の仕組みの見直し等も行い、お客様の受け入れ最大化に努めてまいりました。

これらの結果、売上高は346,541百万円（前年同期比147.9%）、経常利益は8,430百万円（前年同期比136.7%）となりました。

(インターネット事業)

生活に不可欠なインフラである超高速ブロードバンドサービスの利用が増加する中、グループ店舗において主力となるF T T Hサービス「@n i f t y 光」やメールサービス等のご案内をすることで、グループシナジー効果を発揮してまいりました。3月末時点でのブロードバンド会員数は129万件と、前年同月から0.9万件の純増となりました。また、超高速サービス「@n i f t y 光 10ギガ」につきましても、お客様が安全かつ快適にご利用いただけるよう、セキュリティ等のオプションサービスも含めたご案内を行ってまいりました。

株式会社セシールは、お客様の期待を超える商品・サービス作りを進めてまいりましたが、売上及び利益については苦戦が続きました。

これらの結果、売上高は66,397百万円（前年同期比97.5%）、経常利益は5,393百万円（前年同期比81.0%）となりました。

(海外事業)

東南アジア諸国においても、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が緩和されており、個人消費の伸長や労働市場の改善により、経済活動の回復が続いております。インフレ率がピークアウトしている傾向も見られますが、物価の上昇については景気の影響に対して引き続き注視が必要な状況にあります。

このような状況下、当社は、お客様に支持される店舗づくりのため、更なる接客の質の向上に向けた人材育成と、改装やスクラップアンドビルドなど店舗への投資に取り組んでまいりました。また、日本での各種ノウハウを海外にも取り入れることにより、各地域のお客様に喜ばれる店舗づくりを進めてまいりましたが、販管費の抑制には課題が残りました。

これらの結果、売上高は69,436百万円（前年同期比135.0%）、経常損失は329百万円（前年同期は経常利益1,508百万円）となりました。

(金融事業)

132円台でスタートした米ドル／円相場ですが、ＦＲＢによる金融引き締めが長期化すると観測等を背景に円安が進み、10月末には151円台の円安水準となりました。その後の利下げ観測の強まりも1月からは後退し、151円台で期末を迎えました。このほか、ユーロ／円相場は163円台で期末を迎えるなど、円は主要国の通貨に対して下落基調が続きました。

このような状況下、ＦＸ初心者でも運用しやすい当社独自の運用手法である「トラリピ」のサービス拡充を進めてまいりました。「トラリピ世界戦略」と称し、トラリピと相性の良い通貨ペア「豪ドル／ＮＺドル」「ユーロ／英ポンド」「米ドル／カナダドル」への分散投資の推進を行いました。これにより、預かり資産残高は1,195億円となりました。

これらの結果、売上高は6,010百万円、経常利益は1,795百万円となりました。

(店舗運営の状況)

デジタル家電専門店運営事業では、スクラップアンドビルドにより、デジタル家電専門店14店舗を新規出店、7店舗を閉店し221店舗となり、通信専門店1店舗を新規出店、2店舗を閉店し18店舗となりましたので、合わせて239店舗となりました。

キャリアショップ運営事業では、直営店・ＦＣ店を合わせて、スクラップアンドビルドにより、16店舗を新規出店・譲受、60店舗を閉店・譲渡し、960店舗となりました。

海外事業では、スクラップアンドビルドにより、4店舗を新規出店、3店舗を閉店、ＴＭＴを子会社化し、116店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における総店舗数は1,315店舗となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は6,905百万円で、その主なものは次のとおりであります。

(株)ノジマ

設 備 名	所在地	内 容	開店日・取得日
ホームズ仙川店	東京都	店舗	2023年4月
大宮タカシマヤ店	埼玉県	店舗	2023年5月
グランデュオ立川店	東京都	店舗	2023年11月
イトーヨーカドー伊勢原店	神奈川県	店舗	2023年11月
柏モディ店	千葉県	店舗	2024年2月
川崎枳形店	神奈川県	店舗	2024年3月

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と当座貸越契約及び財務制限条項が付された貸出コミットメント契約を締結しております。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第59期 (2021年3月期)	第60期 (2022年3月期)	第61期 (2023年3月期)	第62期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高(百万円)	523,327	564,989	626,181	761,301
経常利益(百万円)	64,647	35,890	36,246	32,937
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	52,827	25,862	23,315	19,979
1株当たり当期純利益	1,068円42銭	522円89銭	238円83銭	203円67銭
総資産(百万円)	340,183	326,952	556,902	547,142
純資産(百万円)	144,296	140,101	161,056	178,920
1株当たり純資産	2,879円19銭	2,761円22銭	1,596円29銭	1,779円53銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算定上の基礎となる自己株式数に従業員持株E S O P信託口が保有する当社株式を含めております。
3. 2022年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
4. 第62期連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第61期連結会計年度に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資本金 (百万円)	議決権の 比率	主要な事業内容
アイ・ティー・エックス(株)	横浜市西区	200	100.0%	通信関連機器等販売
ITXコミュニケーションズ(株)	横浜市西区	200	100.0%	通信関連機器等販売
(株)アップビート	横浜市西区	404	100.0%	通信関連機器等販売
コネクシオ(株)	東京都港区	5,336	100.0%	通信関連機器等販売
ニフティ(株)	東京都新宿区	100	100.0%	電気通信事業
(株)セシール	東京都新宿区	100	100.0%	総合通信販売事業を統括する持株会社
ニフティライフスタイル(株)	東京都新宿区	1,261	65.2%	行動支援サービス事業
Nojima APAC Limited	シンガポール タンピネス	21,725	100.0%	デジタル家電等販売
(株)マネースクエアHD	東京都港区	3,106	97.6%	金融事業を統括する持株会社
(株)ノジマステラススポーツクラブ	相模原市南区	10	100.0%	スポーツクラブ運営
(株)ビジネスグランドワークス	東京都中央区	30	100.0%	企業教育研修コンサルティング
AXN(株)	東京都渋谷区	1	100.0%	有料衛星放送事業を統括する持株会社

(注) 持分法適用会社は、(株)ハスコムモバイル、(株)カナデンテレシスの2社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

ロシアによるウクライナ侵攻や米欧のコロナ禍からの回復を起因とした世界的な物価上昇が継続する中、国内では名目賃金の上昇がかかる物価上昇を下回る状況が継続し、また日銀はマイナス金利政策の解除を行いました。当社グループの経営環境は、このような国内外の経済状況のもと、さらに海外景気の下振れというリスク要因も潜在的に持ちながらの運営となるため、今後も不透明な状況が続くものと見込まれます。

こうした状況下において、当社グループは、常にお客様に喜んでいただけるよう、「愛ある指摘で理念の浸透・DXでお客様にわくわくをPoOでやり上げよう」をスローガンとし、グループ各社に理念を浸透させ、従業員を育成し、DXを推進させることで、当社グループが一丸となってお客様にご支持いただけるよう、次の3点を重要項目として取り組んでまいります。

① 店舗運営

常にお客様の立場に立った行動で、お客様のご要望に合った商品を取り揃え、そしてお客様が商品を体感し、選びやすいように売り場を作成いたします。そして、お客様が安心して快適にお買い物を楽しめるようDXを企画、使用、改善することを進めてまいります。

② 人材育成

専門知識を有する商品コンサルタントが、真心を込めたサービスとDXを活用した接客で、お客様に喜んでいただけるようにいたします。当社は、このような人材の育成にあたって、各人の接客能力向上、商品知識等の修得を目的として、自己育成用W E Bツールの「ノジマ学（まなぶ）」と「ノジマ稽古（けいこ）」を活用して、お客様に喜んでいただける人材育成を引き続き行っております。

③ 店舗展開

店舗展開につきましては、お客様にご利用いただきやすい店舗展開を基本として、デジタル家電専門店運営事業は、今後とも神奈川県を中心として、近隣都県に集中的に出店する「ドミナント展開」を行い、キャリアショップ運営事業は、アイ・ティー・エックス株式会社やコネクシオ株式会社等、子会社を含めた既存店舗の改装及びスクラップアンドビルドを実施いたします。そして、海外事業では、現地状況に対応し、条件の良い出店による店舗網の充実に努め、グループ各社がお客様に喜んでいただける環境構築を行っております。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは株式会社ノジマ（当社）、連結子会社28社、非連結子会社3社及び関連会社2社により構成され、経営組織の形態及び当社グループの取り扱う商品・サービスの内容から、報告セグメントを「デジタル家電専門店運営事業」、「キャリアショップ運営事業」、「インターネット事業」、「海外事業」、「金融事業」としております。

「デジタル家電専門店運営事業」は、薄型テレビに代表されるデジタルA V関連機器及び家庭用電化製品の販売とこれらに付帯する配送・工事・修理業務、パソコンに代表されるI T・情報関連機器、家庭用ゲーム関連機器及びソフト等の販売並びにそれらに関するソリューション、セットアップ、修理等のサービス提供を行っております。

「キャリアショップ運営事業」は、携帯電話を中心とした通信関連機器の販売及び付帯するサービス提供を行っております。

「インターネット事業」は、ブロードバンド接続サービスの提供及び付帯するコミュニケーション、セキュリティ等のサービス提供並びにインターネットを利用した様々な情報サービスの提供を行っております。

「海外事業」は、デジタルA V関連機器、情報関連機器、家庭用電化製品及び家庭用家具の販売並びにそれらに関するソリューション、セットアップ等のサービス提供を行っております。

「金融事業」は、店頭外国為替取引や取引所株価指数証拠金取等の金融商品取引サービスの提供を行っております。

(6) 企業集団の主要拠点等 (2024年3月31日現在)

(株)ノジマ

本社 : 神奈川県横浜市西区
商品センター : 神奈川県横浜市鶴見区 神奈川開通センター : 神奈川県横浜市鶴見区
三郷商品センター : 埼玉県三郷市

アイ・ティー・エックス(株)

本社 (本店)	: 神奈川県横浜市西区	札幌オフィス	: 北海道札幌市中央区
東日本支社	: 宮城県仙台市青葉区	名古屋オフィス	: 愛知県名古屋市中村区
関西支社	: 大阪府大阪市北区	金沢オフィス	: 石川県金沢市
西日本支社	: 広島県広島市中区	高松オフィス	: 香川県高松市
		福岡オフィス	: 福岡県福岡市中央区

IT X コミュニケーションズ(株)

本社 (本店)	: 神奈川県横浜市西区	名古屋オフィス	: 愛知県名古屋市中村区
東日本支社	: 宮城県仙台市青葉区	金沢オフィス	: 石川県金沢市
関西支社	: 大阪府大阪市北区	高松オフィス	: 香川県高松市
西日本支社	: 広島県広島市中区	米子オフィス	: 鳥取県米子市
		福岡オフィス	: 福岡県福岡市中央区

(株)アップビート

本社 (本店)	: 神奈川県横浜市西区		
東北営業部	: 宮城県仙台市青葉区	西日本営業部	: 大阪府大阪市北区
東海営業部	: 愛知県名古屋市中区	九州営業部	: 福岡県福岡市中央区

コネクシオ(株)

本社 (本店)	: 東京都港区		
東北・北海道支社	: 宮城県仙台市青葉区	北海道支店	: 北海道札幌市東区
東海・北陸支社	: 愛知県名古屋市中村区	北陸支店	: 石川県金沢市
関西支社	: 大阪府大阪市淀川区	中国支店	: 香川県高松市
四国・四国支社	: 広島県広島市中区	豊洲事業所	: 東京都江東区
九州支社	: 福岡県福岡市博多区	横浜関内ビジネスセンター	: 神奈川県横浜市中区
		札幌テレマーケティングセンター	: 北海道札幌市北区

ニフティ(株)

本社 (本店) : 東京都新宿区

(株)セシール

本社（本店）：東京都新宿区

ニフティライフスタイル(株)

本社（本店）：東京都新宿区

(株)マネースクエアHD

本社（本店）：東京都港区

A X N(株)

本社（本店）：東京都渋谷区

デジタル家電専門店

神奈川県	62店	東京都	59店	埼玉県	29店	千葉県	29店	静岡県	20店
長野県	3店	山梨県	6店	新潟県	9店	茨城県	4店	合計	221店

キャリアショップ及び通信専門店

北海道	15店	青森県	9店	秋田県	14店	岩手県	12店	山形県	7店
宮城県	18店	福島県	7店	神奈川県	81店	東京都	110店	埼玉県	43店
千葉県	38店	群馬県	11店	栃木県	12店	茨城県	18店	山梨県	11店
長野県	13店	新潟県	25店	静岡県	39店	富山県	7店	石川県	12店
福井県	1店	滋賀県	6店	岐阜県	19店	愛知県	53店	三重県	25店
奈良県	7店	和歌山県	19店	大阪府	47店	京都府	20店	兵庫県	24店
岡山県	18店	広島県	22店	山口県	5店	鳥取県	4店	島根県	11店
香川県	22店	徳島県	8店	愛媛県	21店	高知県	8店	福岡県	43店
佐賀県	9店	長崎県	13店	大分県	7店	宮崎県	5店	熊本県	19店
鹿児島県	12店	沖縄県	10店					合計	960店

（注）キャリアショップ及び通信専門店の店舗数は、関係会社直営店及びF C店舗を合わせて記載しております。

海外

カンボジア	2店	シンガポール	13店	マレーシア	96店	インドネシア	5店	合計	116店
-------	----	--------	-----	-------	-----	--------	----	----	------

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
11,541名 (4,881名)	475名減 (464名増)

(注)・使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
2,676名 (2,833名)	36名減 (2名増)	34歳0ヶ月	8年3か月

(注)・使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) み ず ほ 銀 行	9,090百万円
(株) 三 菱 U F J 銀 行	7,621百万円
(株) 横 浜 銀 行	3,629百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	3,179百万円
(株) 日 本 政 策 投 資 銀 行	900百万円
(株) り そ な 銀 行	639百万円
(株) あ お ぞ ら 銀 行	218百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 340,000,000株
- ② 発行済株式の総数 97,885,869株（自己株式 4,693,363株を除く）
- ③ 株主数 16,860名（前期末比 1,819名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
野島廣司(株)	14,698,000株	15.0%
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	10,154,600株	10.4%
ティーエヌホールディングス(株)	5,320,000株	5.4%
ネットワーク社員持株会	3,913,000株	4.0%
(株)日本カストディ銀行（信託口）	3,703,600株	3.8%
公益財団法人真柄福祉財団	3,408,960株	3.5%
(有)ノマ	3,000,000株	3.1%
野島廣司	2,808,200株	2.9%
野島隆久	2,439,200株	2.5%
(株)三菱UFJ銀行	2,240,000株	2.3%

(注) 1.持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2.当社は自己株式 4,693,363株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権等の状況

名 称 (発 行 日)	行 使 期 間	新株予約 権 の 数	目的となる 普通株式の数	保 有 者 数	発 行 価 額	行 使 価 額
第17回新株予約権 (2019年7月31日)	2022年7月17日～ 2024年7月16日	7,357 (注) 個	1,471,400株	766名	無償	1株当たり 880円
第18回新株予約権 (2020年7月31日)	2023年7月22日～ 2025年7月21日	11,503 (注) 個	2,300,600株	1,272名	無償	1株当たり 1,319円
第19回新株予約権 (2021年8月4日)	2024年7月21日～ 2026年7月20日	14,506 (注) 個	2,901,200株	2,020名	無償	1株当たり 1,418円
第20回新株予約権 (2022年8月3日)	2025年7月20日～ 2027年7月19日	15,723 (注) 個	3,144,600株	1,661名	無償	1株当たり 1,423円
第21回新株予約権 (2023年8月2日)	2026年7月19日～ 2028年7月18日	35,176 (注) 個	3,517,600株	2,460名	無償	1株当たり 1,263円

(注) 当社は、2022年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

新株予約権の行使の条件

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員いずれかの地位を有していることを要します。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
- ・新株予約権の相続はこれを認めません。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	保 有 者 数
取締役（社外取締役を除く）及び執行役	第17回新株予約権	745個	149,000株	8名
	第18回新株予約権	861個	172,200株	8名
	第19回新株予約権	1,225個	245,000株	8名
	第20回新株予約権	1,420個	284,000株	9名
	第21回新株予約権	2,325個	232,500株	10名
社外取締役	第17回新株予約権	0個	0株	0名
	第18回新株予約権	90個	18,000株	3名
	第19回新株予約権	310個	62,000株	5名
	第20回新株予約権	300個	60,000株	5名
	第21回新株予約権	570個	57,000株	7名

② 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に交付した新株予約権は①に記載のとおりであります。

上記新株予約権のうち当社従業員等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	交付者数
当社従業員（当社役員を兼ねているものを除く）	17,989個	1,798,900株	1,278名
子会社の役員及び従業員	15,844個	1,584,400株	1,284名

（注）当社従業員等に交付した新株予約権の数、目的となる普通株式の数及び交付者数は、交付日現在の数であります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年3月31日現在）

氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
野 島 廣 司	取締役会議長	Nojima APAC Limited Chairman, Group CEO
野 島 亮 司	指名委員、報酬委員	ニフティ(株)代表取締役社長 (株)セシール代表取締役会長 A X N(株)代表取締役CEO
福 田 浩一郎	指名委員（委員長）	
温 盛 元	報酬委員（委員長）	
國 井 弘 文	指名委員	
山 根 純 一		
田 島 穰	報酬委員	株式会社FPG 取締役
平 本 和 生	監査委員（委員長） 指名委員、報酬委員	
高 見 和 徳	監査委員、指名委員、 報酬委員	
山 田 隆 持	指名委員、報酬委員	
堀 内 文 子	監査委員、報酬委員	税理士法人MSA/パートナーズ代表社員
池 田 匡 紀	指名委員	
柴 原 多	監査委員	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー
林 文 子		

② 執行役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表執行役社長	野 島 廣 司	C E O
代表執行役副社長	野 島 亮 司	経営全般
代表執行役副社長	福 田 浩一郎	販買・商品部門管掌
代表執行役専務	温 盛 元	営業開発部長
執 行 役	國 井 弘 文	販買推進部長
執 行 役	山 根 純 一	I Tシステム部長
執 行 役	田 島 穰	事業推進部長兼総務部長
執 行 役	石 原 彩 子	サービスイノベーション部長
執 行 役	幡 野 裕 明	財務経理部長
執 行 役	疋 田 宜 裕	モバイルソリューション推進部長

- (注) 1. 取締役 平本和生、高見和徳、山田隆持、堀内文子、池田匡紀、柴原多、林文子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役 堀内文子氏は税理士法人M S Aパートナーズの代表社員を兼務しております。
3. 取締役 柴原多氏は西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のパートナーを兼務しております。
4. 会社法第400条第2項に定める指名委員会等設置会社の各委員は、2023年6月16日開催の取締役会で以下のとおり選定され就任いたしました。
- 「指名委員」：福田浩一郎氏（委員長）、野島亮司氏、國井弘文氏、平本和生氏、高見和徳氏、山田隆持氏、池田匡紀氏
- 「監査委員」：平本和生氏（委員長）、高見和徳氏、堀内文子氏、柴原多氏
- 「報酬委員」：温盛元氏（委員長）、野島亮司氏、田島穰氏、平本和生氏、高見和徳氏、山田隆持氏、堀内文子氏
5. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役 平本和生、高見和徳、山田隆持、堀内文子、池田匡紀、柴原多及び林文子の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
6. 当社は、監査委員長が定期的に会社に出社し、重要な会議への出席等で情報の収集を行うほか、内部監査部門及び執行役からヒアリングを行うことで監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を設置しておりません。
7. 2023年6月16日開催の61回定時株主総会終了直後に開催された取締役会終結の時をもって常務執行役篠原二郎氏は退任いたしました。

8. 2024年3月1日に執行役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
常務執行役営業開発部長温盛元氏は代表執行役専務営業開発部長となりました。
9. 2024年3月31日をもって野島亮司氏は取締役（指名委員及び報酬委員）を辞任いたしました。
10. 2024年3月31日をもって野島亮司氏は代表執行役副社長を辞任いたしました。
11. 2024年4月16日付で執行役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
 - ・カスタマーリレーション部長稲垣健志氏は、執行役カスタマーリレーション部長となりました。
 - ・営業開発部店舗開発・資産管理グループ長佐藤徳之氏は、執行役営業開発部長となりました。
 - ・財務経理部連結決算グループ長安間大悟氏は、執行役財務経理部連結決算グループ長となりました。
 - ・取締役兼代表執行役専務 営業開発部長温盛元氏は、取締役兼代表執行役専務営業開発部管掌兼関連事業推進室担当となりました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、社外取締役である平本和生、高見和徳、山田隆持、堀内文子、池田匡紀、柴原多、林文子の各氏との間に責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円又は法令の定める額のいずれか高い額であります。

④ 会社の役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者(当社の取締役・執行役及び主な子会社の取締役・監査役)が負担することになる損害賠償請求がなされたことにより被る損害を、当該保険契約により填補することとしております。

なお、職務の適正性が損なわれないよう、当該保険契約に免責額の定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象とはしないこととしております。

⑤ 取締役及び執行役の報酬等の総額

イ. 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。取締役及び執行役の個人別報酬の内容は、ノジマ経営理念の具体的実践において、コミットメントに対する業績に連動した報酬、株主やその他の利害関係者から見てオープンで公正な報酬、新しい人材の確保・獲得ができる競争力のある報酬体系を基本方針としております。

上記方針を踏まえ、取締役及び執行役の報酬は、当社経営環境、業績、コミットメントに対する成果をもとに、就任時に決定されるむこう1年間の取締役及び執行役の個別の基本報酬とストック・オプションとで構成しております。付与したストック・オプションについては費用計上した額を記載しております。取締役の固定報酬部分については、各取締役の役職、職責、期待に対する貢献度、勤務時間を反映したものとしております。執行役の固定報酬部分については、各執行役の役職、職責、コミットメントに対する成果、前事業年度報酬実績を反映したものとしております。取締役及び執行役の退職慰労金は、在籍年数及び月額報酬により支給しております。また、在籍期間の功績により功労金を加算することがあります。

当社は指名委員会等設置会社であり、会社法が定める報酬委員会において、社外取締役4名、社内取締役3名で構成される報酬委員7名により年5回開催され、報酬方針及び個別報酬の案を審議しています。決議は、法令に別段の定めがある場合の他は、報酬委員の過半数の出席を要し、出席した報酬委員の過半数をもって行っております。また報酬委員会の開催後最初に開催される取締役会において、報酬委員会の職務の遂行の状況を報告しております。

□. 報酬委員会の活動状況

開催日	出席状況	主な議題
2023年5月16日	7名全員出席	取締役・執行役候補の報酬の件（決議）
2023年6月16日	7名中6名の出席	委員長及び委員会議長の互選（決議） 報酬委員会議長代行順位の件（決議） 退任役員への退職慰労金支給の件（決議）
2023年7月18日	7名全員出席	新株予約権の発行条件等の件（決議） 執行役の報酬の件（決議）
2023年11月21日	7名全員出席	役員報酬の件（決議）
2024年2月20日	7名全員出席	代表執行役専務の報酬の件（決議）

ハ. 当事業年度に係る報酬額等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	244	175	66	1	8
社外取締役	71	55	16	-	7
執行役	39	34	5	-	3

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬は取締役の欄に総額を記入しております。
2. 当事業年度末日現在の人員は、取締役14名、執行役10名で、内7名は取締役と執行役を兼任しております。
3. 報酬委員会決議に基づく報酬は、会社法第404条第3項並びに同法第409条第3項第1号による確定額であります。
4. 報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上を含んでおります。
5. 非金銭報酬等として取締役及び執行役に対して新株予約権を交付しております。
当該新株予約権交付の内容及びその現状は(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

- 二. 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由
報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、その決定方針に沿うものであると判断しております。

- ⑥ 報酬委員会による取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針
- イ. 取締役及び執行役の個人別報酬は、ノジマ経営理念の具体的実践において、コミットメントに対する業績に連動した報酬、株主やその他の利害関係者から見てオープンで公正な報酬、新しい人材の確保・獲得ができる競争力のある報酬体系を基本方針とします。
 - ロ. 上記方針を踏まえ、取締役及び執行役の報酬は、当社経営環境、業績、コミットメントに対する成果をもとに、就任時に決定されるむこう1年間の取締役及び執行役の個別の固定報酬部分と、前事業年度の会社の業績に対する取締役及び執行役の成果を反映した業績連動報酬部分とで構成します。
- ハ. 取締役の固定報酬部分については、各取締役の役職、職責、期待に対する貢献度、勤務時間を反映したものとします。
- 二. 執行役の固定報酬部分については、各執行役の役職、職責、コミットメントに対する成果、前事業年度報酬実績を反映したものとします。
- ホ. 取締役及び執行役の退職慰労金は、在籍年数及び月額報酬により支給します。また、在籍期間の功績により功労金を加算することがあります。

⑦ 社外役員に関する事項
社外役員の主な活動状況

氏 名	当期開催の取締役会及び各委員会への出席状況	取締役会及び各委員会における発言その他の活動状況
平 本 和 生	取締役会13回全てに出席、指名委員会4回全てに出席、監査委員会13回全てに出席、報酬委員会5回全てに出席しております。	放送業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
高 見 和 徳	取締役会13回のうち12回に出席、指名委員会4回のうち3回に出席、監査委員会13回のうち12回に出席、報酬委員会5回のうち4回に出席しております。	家電メーカーにおける会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
山 田 隆 持	取締役会13回全てに出席、指名委員会4回全てに出席、報酬委員会5回全てに出席しております。	通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
堀 内 文 子	取締役会13回全てに出席、監査委員会13回全てに出席、報酬委員会5回全てに出席しております。	長年にわたる税理士としての豊富な経験と会計業務に関する専門知識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
池 田 匡 紀	取締役会13回全てに出席、指名委員会4回全てに出席しております。	小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
柴 原 多	取締役会13回全てに出席、監査委員会13回全てに出席しております。	長年にわたる弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門知識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発信を行っております。
林 文 子	取締役会13回全てに出席しております。	販売業界における会社経営と指定都市である横浜市の市長3期の任期で培われた豊富なビジネス経験・知識や幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発信を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	100
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	175

- (注) 1. 当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、5百万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助すべき従業者を置く。
- ② 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
①に定める従業者は専一的に監査委員会の職務を補佐すべき業務のみを遂行することとし、完全にその独立性を確保する。
- ③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
イ. 執行役は、監査委員会に対して、定期的に、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
ロ. 使用人は、監査委員会に対して、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 代表執行役社長は、定期的に、監査委員会と情報交換を行う。
ロ. 監査委員会は、内部監査室、コンプライアンスグループ、財務経理部その他関係部署と連携する。
ハ. 監査委員会は、会計監査人を監督する。
- ⑤ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役は、その職務の執行に係る文書を文書管理規程に従い、適切に保存及び保管する。
- ⑥ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
所管部署の責任者は、リスク管理規程、内部監査規程、コンプライアンス規程その他関係規程を整備し、適切に運用する。
- ⑦ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、執行役規則、その他関係規程を整備する。
- ⑧ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 代表執行役社長は、使用人に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
ロ. コンプライアンスグループは、内部通報制度を活用することにより、問題を早期に発見し、適切に対応する。

- ⑨ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループは、当社及び子会社に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
 - ロ. 当社グループは、当社及び子会社において内部統制規程を策定し、グループ全体の内部統制体制を推進する。
 - ハ. 当社グループは、当社の関係会社管理規程、当社及び子会社のコンプライアンス規程その他関係規程に従い、グループ全体のコンプライアンス体制を推進する。
- 二. 内部監査室は、必要がある場合には、子会社の内部監査を実施する。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
- 当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社グループは、財務報告に係る必要適正な内部統制を整備し、運用する。
- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方と体制
- 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制規程」「内部統制委員会規程」に基づき、内部統制委員会を12回開催し、法令、社内規程等の遵守状況を把握し、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しました。

当社の取締役会は、社外取締役7名を含む取締役14名で構成し、職務執行の状況を監督しました。また、取締役会は執行役を選任し、各執行役は、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行するとともに、自らの職務執行の状況を定期的に取締役会に報告しました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会で審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況につき監査を実施し、その結果及び改善状況を代表執行役社長及び監査委員会に報告しました。

監査委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査委員会に加えて適宜臨時監査委員会等を開催しました。また、監査委員間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役・執行役その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、執行役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを中期的な方針としております。

(8) 資本政策の基本的な方針

当社グループは、安定的な収益力、効率的な投下資本の運用、及び業界トップの持続的な高い成長力を重要な経営目標として、R O E 15%以上、連結自己資本比率30%以上の健全経営を掲げております。

また、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を勘案し、継続して安定した配当を実施することを基本方針としております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	353,434	流動負債	294,588
現金及び預金	35,912	支払手形及び買掛金	80,054
売掛金	84,989	電子記録債務	839
商品及び製品	67,469	短期借入金	8,983
番組勘定	1,507	1年内返済予定の長期借入金	5,171
未収入金	32,345	未払金	23,051
預託金	86,370	未払法人税等	7,896
トレーディング商品	33,749	未払消費税等	3,589
その他	12,083	未払費用	7,068
貸倒引当金	△993	前受金	8,156
固定資産	193,707	契約負債	10,392
有形固定資産	59,273	ポイント引当金	1,247
建物及び構築物	21,158	賞与引当金	4,071
機械装置及び運搬具	346	リース債務	4,561
器具備品	3,944	受入保証金	119,564
リース資産	18,219	トレーディング商品	1,367
土地	14,829	その他	8,570
その他	774	固定負債	73,631
無形固定資産	100,484	長期借入金	11,542
のれん	44,042	契約負債	11,966
ソフトウェア	3,438	役員退職慰労引当金	200
契約関連無形資産	48,380	退職給付に係る負債	12,493
技術関連無形資産	3,760	繰延税金負債	11,505
その他	863	リース債務	15,715
投資その他の資産	33,948	その他	10,207
投資有価証券	4,674	特別法上の準備金	1
繰延税金資産	8,208	金融商品取引責任準備金	1
敷金及び保証金	18,546	負債合計	368,221
退職給付に係る資産	241	純 資 産 の 部	
その他	2,637	株主資本	170,725
貸倒引当金	△360	資本金	6,330
資産合計	547,142	資本剰余金	7,735
		利益剰余金	162,953
		自己株式	△6,293
		その他の包括利益累計額	3,464
		その他有価証券評価差額金	724
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	2,740
		新株予約権	2,628
		非支配株主持分	2,101
		純資産合計	178,920
		負債・純資産合計	547,142

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		761,301
売上原価		541,747
売上総利益		219,554
販売費及び一般管理費		188,993
営業利益		30,560
営業外収益		
受取利息及び配当金	360	
仕入割引	2,326	
投資有価証券売却益	63	
持分法による投資利益	90	
その他	1,221	4,061
営業外費用		
支払利息	747	
為替差損	173	
寄付金	197	
その他	567	1,685
経常利益		32,937
特別利益		
固定資産売却益	16	
新株予約権戻入益	625	
事業譲渡益	101	743
特別損失		
減損損失	634	
店舗閉鎖損失	121	
その他	41	797
税金等調整前当期純利益		32,883
法人税、住民税及び事業税	13,057	
法人税等調整額	△417	12,640
当期純利益		20,242
非支配株主に帰属する当期純利益		262
親会社株主に帰属する当期純利益		19,979

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,330	7,475	146,191	△6,002	153,994
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,952		△2,952
親会社株主に帰属する当期純利益			19,979		19,979
自 己 株 式 の 取 得				△1,882	△1,882
自 己 株 式 の 処 分		14		1,590	1,605
利益剰余金から資本剰余金への振替		264	△264		－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△19			△19
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	259	16,762	△291	16,731
当 期 末 残 高	6,330	7,735	162,953	△6,293	170,725

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純 資 産 計 合
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	363	△8	1,822	344	2,523	2,682	1,856	161,056
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△2,952
親会社株主に帰属する当期純利益								19,979
自 己 株 式 の 取 得								△1,882
自 己 株 式 の 処 分								1,605
利益剰余金から資本剰余金への振替								－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△19
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	360	8	917	△344	941	△54	245	1,132
連結会計年度中の変動額合計	360	8	917	△344	941	△54	245	17,863
当 期 末 残 高	724	0	2,740	－	3,464	2,628	2,101	178,920

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
- | | |
|--------------|--|
| ・連結子会社の数 | 28社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | アイ・ティー・エックス(株)
ITXコミュニケーションズ(株)
(株)アップビート
コネクシオ(株)
ニフティ(株)
(株)セシール
ニフティライフスタイル(株)
Nojima APAC Limited
(株)マネースクエアHD
(株)ノジマステラススポーツクラブ
(株)ビジネスブランドワークス
AXN(株) |

当社が運営するドコモショップ運営事業について、当社の連結子会社であるアイ・ティー・エックス(株)に2023年4月1日付で吸収分割により、承継いたしました。

(株)ザ・シネマは、2023年4月1日付で、当社の連結子会社であるAXN(株)を存続会社とする吸収合併により解散いたしました。

当社の連結子会社であるNojima APAC Limitedは、2023年7月1日付で、Thunder Match Technology Sdn. Bhd.の全株式を取得し、同社を当社の連結子会社としております。

当社の連結子会社であるニューシナジー投資事業有限責任組合は、2023年7月28日付で、清算終了したことに伴い、連結範囲から除外しております。

当社の連結子会社であるニフティライフスタイル(株)は、2023年9月29日付で、(株)GiRAFFE & Co.の全株式を取得し、同社を当社の連結子会社としております。

当社の連結子会社であるコネクシオ(株)は、2023年10月1日付でNCX(株)を存続会社とする吸収合併により、解散いたしました。なお、同日付で存続会社であるNCX(株)は、コネクシオ(株)に商号変更しております。

当社の連結子会社であるAXN(株)は、2023年10月24日付で、AKエンタテインメント(株)を新たに設立したことに伴い、同社を当社の連結の範囲に含めております。

当社の連結子会社であるMoney Square International. Incは、2024年3月11日付で清算終了したことに伴い、連結範囲から除外しております。

② 非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 3社

(株)TKYロジスティクス、他2社

(連結の範囲から除外した理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 2 社
- ・ 関連会社の名称 (株)ハスコムモバイル、他 1 社

② 持分法を適用しない非連結子会社の状況

- ・ 持分法非適用の非連結子会社数 3 社
- ・ 非連結子会社の名称 (株)TKYロジスティクス、他 2 社
(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる連結子会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
(株)ノジマステラススポーツクラブ	6 月30日

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を基礎としております。
なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- a. 市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
以外のもの
- b. 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
- c. 投資事業有限責任組合及び 組合契約に規定される決算報告書日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額
それに類する組合への出資 を純額で取り込む方法によっております。
(金融商品取引法第 2 条第
2 項により有価証券とみな
されるもの)

ロ. 棚卸資産

商品

当社及び国内連結子会社は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
一部の国内連結子会社は、先入先出法による原価法を採用しております。
在外連結子会社は、主として総平均法による低価法を採用しております。

番組助定

当社の連結子会社であるAXN(株)は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

ハ. デリバティブ取引の評価基準
及び評価方法

当社の連結子会社である(株)セシル及び(株)マネースクエアは時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)	当社及び国内連結子会社であるニフティ(株)、(株)セシール、(株)マネースクエアHD及び(株)マネースクエアは定率法を採用しております。 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。 国内連結子会社である(株)アップビート、アイ・ティー・エックス(株)、ITXコミュニケーションズ(株)及びコネクシオ(株)は定額法を採用しております。 在外連結子会社であるCourts(Singapore) Pte.Ltd.、Courts(Malaysia) Sdn.Bhd.、PT Courts Retail Indonesia及びThunder Match Technology Sdn. Bhd.は、主として定額法を採用しております。												
ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)	なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td><td>5年～47年</td></tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td><td>2年～17年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>2年～20年</td></tr> </table> 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>契約関連無形資産</td><td>15年～20年</td></tr> <tr> <td>技術関連無形資産</td><td>7年</td></tr> </table>	建物及び構築物	5年～47年	機械装置及び運搬具	2年～17年	器具備品	2年～20年	ソフトウェア	5年	契約関連無形資産	15年～20年	技術関連無形資産	7年
建物及び構築物	5年～47年												
機械装置及び運搬具	2年～17年												
器具備品	2年～20年												
ソフトウェア	5年												
契約関連無形資産	15年～20年												
技術関連無形資産	7年												
ハ. リース資産 ③ 重要な引当金の計上基準 イ. 貸倒引当金	リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。												
ロ. ポイント引当金	顧客の来店等に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして将来使用されると見込まれる額を計上しております。												
ハ. 賞与引当金	一部の連結子会社は従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく要支給額を計上しております。												
二. 役員退職慰労引当金	役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。												
ホ. 金融商品取引責任準備金	有価証券の売買その他の取引またはデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した金額を計上しております。												
④ 重要なヘッジ会計の方法 イ. ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しています。												
ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引												
ハ. ヘッジ方針	外貨建取引の必要の範囲内で将来の為替変動によるリスク回避を目的として為替予約取引を行っております。												
二. ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累積を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。												
⑤ 退職給付に係る会計処理の方法 イ. 退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 なお、一部の連結子会社は給付算定式基準によっております。												

- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異は、発生年度に費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による
定額法により費用処理しております。
- ハ. 小規模企業等における簡便法 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末
自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると
見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する。
ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務に配分する。
ステップ5：企業が履行義務を充足した時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、家電等や携帯電話等の販売において、主に一般消費者に対して家電製品、携帯電話等の商品の販売を行って
おり、商品の引渡時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、当該商品の引渡時点で収益を
認識しております。

また、インターネット事業によるネットワークサービスにおいて、主に一般消費者に対してインターネット接続サービス等の
提供を行っており、契約者にサービスを提供するにつれて収益を認識しております。

なお、当社グループのうち、デジタル家電専門店運営事業及び海外事業において、販売した商品に対して別途の契約に基づく
修理等の保証サービスを提供しております。保証サービスを履行義務として識別し、保証期間にわたって履行義務が充足してい
るため、一定期間にわたり収益を認識しております。

また、デジタル家電専門店運営事業は自社ポイント制度の運用を行っておりますが、ポイント制度は顧客にとって重要な権利
であると判断したため、ポイントの付与時に別個の履行義務を識別し、通常、顧客によるポイント使用時点で収益を認識して
おります。

⑦ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在
外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均為替相場により
円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間
のれん 3年～16年の均等償却

⑨ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理 顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評
価損益を売上高に計上しております。

なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益
を取引明細ごとに算定し、評価益相当額を連結貸借対照表上のトレーディング商品（資産）
に、評価損相当額をトレーディング商品（負債）にそれぞれ計上しております。

また、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43
条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信
託により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は連結貸借対
照表上の預託金に計上しております。

ロ. カウンターパーティーを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理 カバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評
価損益を売上高に計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティーを相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取
引に係る評価損益を取引明細ごとに算定したうえで、これらをカウンターパーティーごとに合
算し損益を相殺して算出しており、これと同額を連結貸借対照表上のトレーディング商品に計
上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「前受収益」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」(前連結会計年度178百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業会費用」の「支払手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(企業結合により取得した無形資産及びのれん)

(1)当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

契約関連無形資産	48,380百万円
技術関連無形資産	3,760百万円
のれん	44,042百万円
計	96,183百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

契約関連無形資産は、キャリアショップ運営事業で行った買収において、被取得企業が保有するキャリアとの販売代理店契約を識別しております。また、技術関連無形資産は金融事業で行った株式会社マネースクエアHDの買収において、同社が保有する特許権を識別しております。のれんは、被取得企業の資産及び負債を企業結合日の時価により評価し、資産と負債の差額に係る当社持分相当額と当社が保有する被取得企業の株式の取得原価との差額となります。

無形資産及びのれんに固定資産の減損に係る会計基準を適用するにあたり、資産グループは関連する固定資産等に無形資産及びのれんを加えたより大きな単位で行っております。また、無形資産及びのれんの金額が相対的に多額であることから、減損損失の兆候把握において兆候があると判定しております。その上で、減損損失の認識の判定において、無形資産及びのれんを識別した事業の割引前将来キャッシュ・フローが、関連する固定資産等に無形資産及びのれんを加えた事業全体の固定資産の簿価を下回る場合には減損損失を認識することとしております。なお、当連結会計年度においては、当該無形資産及びのれんについて減損損失を認識しておりません。

企業結合により識別した無形資産及びのれんは、取得時の将来キャッシュ・フローに基づき測定しておりますが、当該将来キャッシュ・フローには売上高成長率や割引率、代理店契約の継続率等の主要な仮定が含まれております。また、無形資産及びのれんの減損損失の認識の判定にあたり、将来キャッシュ・フローの見積りが必要となりますが、当該将来キャッシュ・フローの算定においても同様の仮定を織り込んでおります。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の企業結合により取得した無形資産及びのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(店舗等の固定資産の減損)

(1)当連結会計年度の連結損益計算書に計上した金額

デジタル家電専門店運営事業の固定資産	15,005百万円
デジタル家電専門店運営事業の減損損失	385百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループのデジタル家電専門店運営事業は、多くの店舗設備や管理システム等を保有しております。

各資産または資産グループ(店舗を基本単位とする)について減損の兆候があると認められる場合には、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失の認識が必要になります。減損損失の認識が必要と判定した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回

収可能価額は、店舗等の使用等による将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定される使用価値と正味売却価額とのいずれか高い方の金額としております。

将来キャッシュ・フローは、各店舗の状況を反映した店舗別事業計画に基づいて算定いたしますが、当該事業計画には売上高成長率や出店状況等の商圈分析や、顧客の来店予測を含む動態分析などの主要な仮定が含まれております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

当社の連結子会社である㈱マネースクエアが保有する顧客区分管理信託契約に基づく信託受益権のうち第一受益権、劣後第二受益権及び第三受益権について、外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に対して第一順位、これに関連して金融機関が行っている支払承諾契約(極度額8,500百万円)に基づく債務保証に対して第二順位とする質権を設定しております。

また、現金及び預金(定期預金)850百万円については、上記支払承諾契約の担保として差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

62,557百万円

(3) コミットメントライン等

当社グループは、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

借入枠	97,277百万円
借入実行残高	7,913百万円
差引借入未実行残高	89,363百万円

(4) 「リース資産」は、国際財務報告基準を適用している子会社が計上している使用権資産(18,210百万円)を含めて表示しております。

(5) 特別法上の準備金

金融商品取引法の規定に基づく準備金を計上しております。準備金の計上を規定した法定の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に基づき計上しております。

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額

750,995百万円

(2) 減損損失

場所 店舗(神奈川県、東京都、静岡県他)

用途 店舗設備等

種類 建物及び構築物、器具備品等

当社グループは、原則として、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失634百万円として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物428百万円、器具備品167百万円、ソフトウェア27百万円並びにその他11百万円であります。

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しております。使用価値により測定する場合は将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため回収可能価額をゼロとして評価しており、また、正味売却価額により測定する場合は、不動産鑑定評価額等を基礎として評価しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末の株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	102,579	—	—	102,579
合計	102,579	—	—	102,579
自己株式				
普通株式	4,030	1,372	709	4,693
E S O P 信託口が保有 する普通株式	497	—	497	—
合計	4,528	1,372	1,206	4,693

(注) 1. 当社が所有する普通株式の増加株式数は、自己株式の取得（株式数1,372,100株）及び単元未満株式の買取（株式数22株）によるものであります。

2. 当社が所有する普通株式の減少株式数は、ストックオプションの行使によるものであります。

3. E S O P 信託口が保有する当社の普通株式の減少株式数は、当社持株会への売却によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2023年5月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,478百万円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月2日

ロ. 2023年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,474百万円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 2023年9月30日
- ・効力発生日 2023年12月6日

(注) 1. 2023年5月9日取締役会決議による配当金の総額には、従業員ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

2. 2023年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、従業員ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2024年5月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,761百万円
- ・1株当たり配当額 18円
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月7日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

第17回新株予約権

普通株式 1,471千株

第18回新株予約権

普通株式 2,300千株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、新たな地域や事業領域への進出、既存事業の強化等を目的とした戦略的投資計画及び店舗展開のための設備投資計画に基づく資金計画に照らして、自己資金及び金融機関からの借入により資金調達しております。

また短期的な運転資金は、原則として自己資金により賄っており、余剰資金については、投機的な取引は一切行わず、安全性の高い金融商品に限定して運用しております。

一部の連結子会社である㈱マネースクエアHD及び㈱マネースクエア（以下、マネースクエアグループ）は、外国為替証拠金取引を主たる事業としております。顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引は、マネースクエアグループが顧客等に対して提示する為替レートに対して、主にインターネットや電話を通じて注文を受け付け受諾することにより取引が成立いたします。また、マネースクエアグループは、当該取引から生ずる為替変動リスクを回避するため、カウンターパーティーに対してカバー取引を行っております。

② 金融商品の内容及びリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には、商品輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

支払手形及び電子記録債務は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、店舗展開のための設備投資を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

リース債務は、使用権資産の取得に係るものであり、流動性リスクに晒されております。

マネースクエアグループの預託金は、外国為替証拠金取引及び株価指数証拠金取引にかかる顧客から受け入れた取引証拠金等を区分管理及び分別管理するためのものです。信託業務を行っている銀行と顧客区分管理信託契約及び顧客分別金信託契約を締結しておりますが、契約内容が履行されない場合に発生する信用リスクに晒されております。

トレーディング商品は、顧客との取引から生じる為替変動リスクを回避するためにカウンターパーティーを相手方として行っているカバー取引の決済履行に係る信用リスクに晒されています。また、外貨建資産・負債を含んでいるため、流動性リスク及び為替変動リスクに晒されています。

受入保証金は、顧客から受け入れた取引証拠金の残高ですが、顧客が預け入れた証拠金等以上に損失を被ることにより発生する金銭債権を回収できない可能性を含んだ顧客の信用リスクに晒されています。また、外貨建資産・負債を含んでいるため、流動性リスク及び為替変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

マネースクエアグループでは、金融商品取引法第46条の6に定める自己資本規制比率の管理を基礎に実施しております。

このため、取引先リスク（信用リスク）及び市場リスク（流動性リスク、為替変動リスク）については、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」（平成19年金融庁公示第59号）に基づき、毎営業日、これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出したうえで自己資本規制比率を算出しております。

外国為替証拠金取引に係るリスク管理体制は、為替持高管理事務に係る内規に基づき、カバー取引業務を行う部門から独立している管理部門が日次においてポジション及び売買損益の状況をチェックすることにより、カバー取引業務を行う部門に対する牽制を行っております。またその内容については、定期的に取締役会に報告されております。

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループ各社の与信管理規程等に従い、営業債権について、各事業部門における経理業務を所管する部署が、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

マネースクエアグループが行う外国為替証拠金取引及び株価指数証拠金取引は、取引証拠金を顧客から収受しない限り発注できず、かつ取引成立後の市場変動によっては、顧客により持高の全部又は一部を決済するか、もしくは、一定水準において自動ロスカットを行うことになっているため、契約不履行により発生する顧客の信用リスクを大幅に低減しております。

カウンターパーティーとのカバー取引は、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため、契約不履行によるリスクは少ないものと認識しておりますが、信用状況等の変化をモニタリングすることによって管理を行っております。また、カバー取引を行うにあたって、差入保証金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく信用状で代用することにより、現金による差入保証金の金額を抑制し、信用リスクの低減を図っています。さらに、カウンターパーティーの信用状況に起因する出来事により、カバー取引を実施できない事態が発生するリスクを回避するために、カウンターパーティーを複数選定することにより、信用リスクの分散を図っております。

□. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

マネースクエアグループが行う外国為替証拠金取引は、顧客との相対取引であるため、同数量のカバー取引を行うまでの間、為替変動によるリスクを有しております。顧客との取引により生ずるマネースクエアグループの為替の持高については、適時にカウンターパーティーに対してカバー取引を行うことにより為替変動リスクを回避しております。カバー取引は、内規に定めた方法にて実施することで、リスクの低減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

マネースクエアグループは、外国為替証拠金取引事業を継続的に行っていきにあたり、カウンターパーティーとの間でカバー取引を行うに際して必要となる差入保証金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく保証状及び定期預金の担保差入により代用することで、手許流動性を確保し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)売掛金	84,989		
貸倒引当金 (注) 1	△993		
	83,996	84,018	22
(2)投資有価証券	2,192	2,192	－
(3)敷金及び保証金	18,546	17,877	△668
資産計	104,734	104,089	△645
(2)長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	16,713	16,712	△1
(3)リース債務（流動負債及び固定負債）	20,276	18,732	△1,543
負債計	36,990	35,445	△1,545
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	32,381	32,381	－
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	－

(注) 1. 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

2. 「現金及び預金」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預託金」、「受入保証金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は734百万円であります。
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。
5. 市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,747

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	2,192	－	－	2,192
資産計	2,192	－	－	2,192
デリバティブ取引 通貨関連	－	32,382	－	32,382

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	－	84,018	－	84,018
敷金及び保証金	－	17,877	－	17,877
資産計	－	101,896	－	101,896
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	－	16,712	－	16,712
リース債務	－	18,732	－	18,732
負債計	－	35,445	－	35,445

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券については相場価格を用いて評価しております。また活発な市場で取引されているため、その時価はレベル1に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価はレベル2に分類しております。

売掛金

売掛金については、債権額、契約期間、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価はレベル2に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金については、契約期間に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価はレベル2に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価はレベル2に分類しております。

リース債務

リース債務については、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価はレベル2に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、神奈川県及びその他の地域において、賃貸用の不動産を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は375百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

なお、賃貸用の不動産の一部につきましては、当社及び在外子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は615百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額				連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	2,433	△122	2,311	2,539
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	14,277	△234	14,042	16,343

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきます。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価値を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。その他の物件については「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。
3. 当連結会計年度の主な増加は固定資産の取得、主な減少は減価償却によるものであります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	デジタル 家電専門店 運営事業	キャリア ショップ 運営事業	インター ネット事業	海外事業	金融事業	計		
家電等販売	208,690	—	18,517	54,389	—	281,596	7	281,603
携帯電話等販売	55,213	345,320	—	12,493	—	413,026	—	413,026
ネットワーク サービス	—	—	42,662	—	—	42,662	—	42,662
その他	195	—	4,725	1,540	112	6,574	7,128	13,702
顧客との契約から 生じる収益	264,098	345,320	65,905	68,423	112	743,860	7,135	750,995
その他の収益	1,123	—	—	1,012	5,898	8,035	2,270	10,305
外部顧客への売上高	265,222	345,320	65,905	69,436	6,010	751,895	9,406	761,301

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モール事業、有料衛星放送事業、スポーツ事業、研修事業及びメガソーラー事業等を含めております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務を充足した時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、家電等や携帯電話等の販売において、主に一般消費者に対して家電製品、携帯電話等の商品の販売を行っており、商品の引渡時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

また、インターネット事業によるネットワークサービスにおいて、主に一般消費者に対してインターネット接続サービス等の提供を行っており、契約者にサービスを提供するにつれて収益を認識しております。

当社グループのうち、デジタル家電専門店運営事業及び海外事業において、販売した商品に対して別途の契約に基づく修理等の保証サービスを提供しております。保証サービスを履行義務として識別し、保証期間にわたって履行義務が充足しているため、一定期間にわたり収益を認識しております。

なお、デジタル家電専門店運営事業は自社ポイント制度の運用を行っておりますが、ポイント制度は顧客にとって重要な権利であると判断したため、ポイントの付与時に別個の履行義務を識別し、通常、顧客によるポイント使用時点で収益を認識しております。

また、インターネット事業においてWEBコンテンツサービスの提供を行っており、そのサービスの提供における役割を代理人と判断し、純額で収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	89,117
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	84,989
契約負債（期首残高）	20,523
契約負債（期末残高）	22,358
前受収益（期首残高）	3,907
前受収益（期末残高）	2,426
長期前受収益（期首残高）	3,148
長期前受収益（期末残高）	4,612

契約負債は、主に保証サービスとポイントの提供に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高等に含まれていたものは、13,433百万円であります。前受収益は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。長期前受収益は連結貸借対照表上、固定負債の「その他」に含まれております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	7,011
1年超2年以内	5,521
2年超3年以内	4,044
3年超	6,716
合計	23,293

なお、当社は実務上の便法を適用しており、上記の金額には当初の予想契約期間が1年以内の未充足の履行義務に係る取引価格を含めておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,779円53銭
(2) 1株当たり当期純利益 203円67銭

12. 企業結合に関する注記

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2023年1月16日に行われた㈱マネースクエアHDとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、前連結会計年度の連結計算書類に含まれる比較情報において、取得原価の当初の配分額に重要な見直しが反映されており、技術関連無形資産4,387百万円、繰延税金負債997百万円が増加し、その他無形固定資産1,126百万円が減少しております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額8,409百万円から2,263百万円減少し、6,146百万円となっております。

なお、のれんの償却期間は14年で、のれん以外に配分された技術関連無形資産の償却期間は7年であります。

(Thunder Match Technology Sdn. Bhd.の取得による企業結合)

当社は、2023年1月24日開催の執行役員会及び2023年2月21日開催の当社連結子会社であるNojima APAC Limitedの取締役会において、Nojima APAC LimitedがThunder Match Technology Sdn. Bhd.（以下「TMT」といいます。）の全株式を取得する

ことを決議いたしました。2023年7月1日付で、TMT発行済み株式の100%を取得し、同社を連結子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

イ．被取得企業の名称

Thunder Match Technology Sdn. Bhd.

ロ．事業の内容

情報・通信商品を扱う小売業 等

②企業結合を行った主な理由

TMTは1997年の設立以来、マレーシアにてパソコン、携帯電話などの情報通信商品の販売により市場を牽引してきた会社であり、現在50店舗をマレーシア国内にて運営しております。実質GDP成長率が3%～5%にて推移しているマレーシアの環境下にて、更なる成長が期待できる会社であります。

株式会社ノジマとしては、2019年にシンガポール家電・家具販売店であるCourts Asia Limited(現在のNojima APAC Limited) の買収を行い、その子会社であるCourts (Malaysia) Sdn. Bhd.を通じて、マレーシアの市場への挑戦を続けてまいりました。今回のTMTの株式取得により、マレーシア国内の出店地域の網羅性とあわせて、物流・配送関連業務の統合、TMTの強みである情報通信商品の拡充によって、多くのお客様に喜ばれるための運営基盤が作ることができると期待しております。

③企業結合日

2023年7月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

変更ありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、被取得企業の議決権の100%を取得したことによります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2023年7月1日から2024年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	97百万マレーシアリングgit（以下RM）（3,010百万円）
取得原価	97百万RM（3,010百万円）

(4) 主要な取得関連費用の内訳と金額

アドバイザリー費用等	178百万円
------------	--------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

53百万RM（1,649百万円）

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益から発生したものです。

③償却方法及び償却期間
3年による均等償却

- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳
- | | |
|------|--------------------|
| 流動資産 | 82百万RM (2,561百万円) |
| 固定資産 | 59百万RM (1,842百万円) |
| 資産合計 | 142百万RM (4,404百万円) |
| 流動負債 | 84百万RM (2,622百万円) |
| 固定負債 | 13百万RM (421百万円) |
| 負債合計 | 98百万RM (3,043百万円) |
- (7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
- | | |
|-----------------|----------|
| 売上高 | 3,771百万円 |
| 営業利益 | △163百万円 |
| 経常利益 | △119百万円 |
| 税金等調整前当期純利益 | △119百万円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | △119百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | △1.21円 |

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響額の概算額としております。

当該概算額には、支配獲得時に発生したのれん等が連結会計年度の開始の日に発生したものと仮定して、のれん等償却の調整を含めております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

13. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

2022年3月導入の「従業員持株ESOP信託」は、当連結会計年度において終了しております。

14. 重要な後発事象

(ストック・オプション)

ストック・オプション（新株予約権）の付与

当社は、2024年5月7日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、2024年6月21日開催予定の当社第62回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

(1) スtockオプション制度を導入する目的及び新株予約権を無償で発行する理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、上記の目的を適切に達成するため特に払込金額無償にて発行するものいたします。

(2) 新株予約権発行の要領

① 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者。なお、当社の取締役及び執行役への付与については、当社の報酬委員会の決定に基づいて実施される予定です。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式4,000千株を上限とする。

ただし、下記③に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

③ 新株予約権の総数

株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、40,000個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

④ 新株予約権の払込金額又はその算定方法

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする。なお、職務執行の対価として公正発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。

⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日以降、次の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

イ. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

ロ. 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

ハ、割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

⑥ 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から3年を経過した日を始期として、その後2年間とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

イ、新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

ロ、新株予約権の相続はこれを認めない。

ハ、各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件

イ、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

ロ、当社は、新株予約権者が上記⑦に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

ハ、当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

⑨ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑩ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ、記載の資本金等増加限度額からイ、に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑪ 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、次の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

イ、交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ロ、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「⑩新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。

二、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記⑤ハ、に従って定める調整後行使価額に、上記ハ、に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
- ホ. 新株予約権を行使することができる期間
上記「⑥新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「⑥新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。
- ヘ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「⑩新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- チ. 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「⑧新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。
- ⑫ 新株予約権の割当日
別途取締役会が定める日とする。
- ⑬ 新株予約権証券を発行する場合の取り扱い
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
- (注) 上記の内容については、2024年6月21日開催予定の当社第62回定時株主総会において「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されること、及び当社第62回定時株主総会後に開催される報酬委員会において「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定する件」が承認可決されることを条件といたします。

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社 ノ ジ マ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 川 福 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 前 川 邦 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノジマの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第62期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社	ノジマ	監査委員会
監査委員	平本和生	
監査委員	高見和徳	
監査委員	堀内文子	
監査委員	柴原多	

(注) 監査委員 平本和生、高見和徳、堀内文子及び柴原多は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表 (2024年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	132,017	流動負債	82,118
現金及び預金	8,470	買掛金	31,813
売掛金	22,152	短期借入金	6,550
商品及び製品	45,020	1年内返済予定の長期借入金	2,846
原材料及び貯蔵品	237	未払金	4,691
前払費用	1,236	未払法人税等	2,750
関係会社短期貸付金	44,740	未払消費税等	1,305
未収入金	9,562	未払費用	640
その他	600	前受金	5,274
貸倒引当金	△2	前受収益	2,426
固定資産	126,407	預り金	12,739
有形固定資産	32,624	契約負債	10,267
建物	14,476	ポイント引当金	812
構築物	952	固定負債	29,156
機械装置	209	長期借入金	7,331
車両運搬具	75	契約負債	11,966
器具備品	2,157	退職給付引当金	6,211
土地	14,006	役員退職慰労引当金	176
建設仮勘定	746	預り保証金	2,173
無形固定資産	1,156	資産除去債務	286
ソフトウェア	1,146	その他	1,010
その他	9	負債合計	111,274
投資その他の資産	92,626	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,874	株主資本	144,054
関係会社株式	73,055	資本金	6,330
関係会社長期貸付金	175	資本剰余金	5,245
破産更生債権等	13	資本準備金	5,245
長期前払費用	108	利益剰余金	138,772
繰延税金資産	6,696	利益準備金	80
敷金及び保証金	10,563	その他利益剰余金	138,692
保険積立金	22	土地圧縮積立金	144
その他	130	固定資産圧縮積立金	41
貸倒引当金	△13	別途積立金	97
資産合計	258,424	繰越利益剰余金	138,409
		自己株式	△6,293
		評価・換算差額等	482
		その他有価証券評価差額金	482
		新株予約権	2,612
		純資産合計	147,149
		負債・純資産合計	258,424

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		278,861
売上原価		198,882
売上総利益		79,979
販売費及び一般管理費		65,636
営業利益		14,342
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,675	
仕入割引	2,298	
雑収入	609	8,583
営業外費用		
支払利息	176	
貸倒引当金繰入額	1	
寄付金	189	
支払手数料	31	
雑損失	147	547
経常利益		22,378
特別利益		
新株予約権戻入益	625	
固定資産売却益	1	627
特別損失		
固定資産除売却損	21	
減損損失	386	
店舗閉鎖損失	32	440
税引前当期純利益		22,564
法人税、住民税及び事業税	4,899	
法人税等調整額	805	5,704
当期純利益		16,860

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金			
					土地圧縮積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	6,330	5,245	—	80	144	43	97	124,764
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2
剰余金の配当								△2,952
当期純利益								16,860
自己株式の取得								
自己株式の処分			14					
会社分割による減少			△279					
利益剰余金から資本剰余金への振替			264					△264
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△2	—	13,645
当期末残高	6,330	5,245	—	80	144	41	97	138,409

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△6,002	130,703	206	206	2,677	133,586
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△2,952				△2,952
当期純利益		16,860				16,860
自己株式の取得	△1,882	△1,882				△1,882
自己株式の処分	1,590	1,605				1,605
会社分割による減少		△279				△279
利益剰余金から資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			275	275	△64	211
事業年度中の変動額合計	△291	13,351	275	275	△64	13,562
当期末残高	△6,293	144,054	482	482	2,612	147,149

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法)を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

・投資事業有限責任組合及び
それに類する組合への出資
(金融商品取引法第2条第
2項により有価証券とみな
されるもの)

組合契約に規定される決算報告書に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

③ 棚卸資産

・商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～47年

構築物 10年～15年

機械装置 17年

車両運搬具 2年～6年

器具備品 2年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定債権は、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

顧客の来店等に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして将来使用されると見込まれる額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については、発生年度に費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務を充足した時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、家電等や携帯電話等の販売において、主に一般消費者に対して家電製品、携帯電話等の商品の販売を行っており、商品の引渡時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、当社は販売した商品に対して別途の契約に基づく修理等の保証サービスを提供しております。保証サービスを履行義務として識別し、保証期間にわたって履行義務が充足しているため、一定期間にわたり収益を認識しております。

また、当社は自社ポイント制度の運用を行っておりますが、ポイント制度は顧客にとって重要な権利であると判断したため、ポイントの付与時に別個の履行義務を識別し、通常、顧客によるポイント使用時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社短期貸付金」（前事業年度8,340百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

（関係会社株式の評価）

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	73,055百万円
--------	-----------

(2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報

多くの関係会社株式の帳簿価額には、取得時点で見込んだ関係会社の将来の超過収益力が反映されております。当該超過収益力には、連結計算書類に計上されている無形資産及びのれんと同様の主要な仮定が含まれております。関係会社株式の減損処理の要否は、取得価額と超過収益力を反映した実質価額を比較することにより判定されており、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行っております。

超過収益力の算定にあたって使用した主要な仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があります。各関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により、減損損失の計上が必要となり、翌事業年度の関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（店舗等の固定資産の減損）

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

デジタル家電専門店運営事業の固定資産	15,005百万円
--------------------	-----------

デジタル家電専門店運営事業の減損損失	385百万円
--------------------	--------

(2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記(当社グループにおける店舗等の固定資産の減損)」の内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

27,645百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたものの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

① 短期金銭債権	1,722百万円
② 長期金銭債権	14百万円
③ 短期金銭債務	12,006百万円
④ 長期金銭債務	71百万円

(3) 取締役に対する金銭債権

短期金銭債権 19百万円

(4) コミットメントライン等

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と当座貸越契約及び3年間の貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

借入枠	40,000百万円
借入実行残高	6,000百万円
差引借入未実行残高	34,000百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

① 売上高	2,579百万円
② 仕入高	11百万円
③ 販売費及び一般管理費	△1,604百万円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

5,617百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末の株式数 (千株)
普通株式	4,030	1,372	709	4,693
E S O P 信託口が保有する普通株式	497	—	497	—
合計	4,528	1,372	1,206	4,693

(注) 1. 当社が所有する普通株式の増加株式数は、自己株式の取得（株式数1,372,100株）及び単元未満株式の買取（株式数22株）によるものであります。

2. 当社が所有する普通株式の減少株式数は、ストックオプションの行使によるものであります。

3. E S O P 信託口が保有する当社の普通株式の減少株式数は、当社持株会への売却によるものであります。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(百万円)
退職給付引当金	1,823
役員退職慰労引当金	54
投資有価証券評価損	67
未払事業税	131
商品評価損	279
契約負債	2,883
ポイント引当金	248
未払事業所税	55
仕入割戻繰延	38
減損損失	981
前受収益	942
関係会社株式評価損	1,345
その他	1,138
繰延税金資産小計	9,991
評価性引当額	△2,997
繰延税金資産合計	6,993
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	183
土地圧縮積立金	63
固定資産圧縮積立金	18
その他	32
繰延税金負債合計	297
繰延税金資産純額	6,696

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
評価性引当額の増減	5.1%
住民税均等割額	0.6%
交際費等永久に損金不算入の項目	0.2%
受取配当金等永久に益金不算入の項目	△13.0%
新株予約権	0.6%
外国子会社合算税制	1.3%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.3%

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)		関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	アイ・ティー・エックス(株)	直接	100	役員の兼任	資金の回収 (注1)	5,200	-	-
子会社	ITXコミュニケーションズ(株)	直接	100	役員の兼任	資金の寄託 (注1)	4,000	流動負債 預り金	2,000
					資金の返済 (注1)	2,000		
子会社	コネクシオ(株)	直接	100	役員の兼任	資金の貸付 (注1)	5,000	流動資産 関連会社 短期貸付 金	44,600
					資金の回収 (注1)	16,300		
					増資の引受 (注2)	10,000	投資その他の資産 関係会社 株式	10,327
子会社	ニフティ(株)	直接	100	役員の兼任	資金の寄託 (注1)	3,500	流動負債 預り金	6,500
					資金の返済 (注1)	2,000		
					受取配当金	5,000	-	-
子会社	Nojima APAC Limited	直接	100	役員の兼任	資金の寄託 (注1)	2,833	流動負債 預り金	2,833

(注) 1. 資金の貸付、回収、寄託及び返済については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

2. 増資の引受につきましては、デット・エクイティ・スワップによる貸付金の現物出資であります。

(2)役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	野島 亮司	直接 0.3	当社取締役兼代表 執行役副社長 (注3)	ストック・オプションの権 利行使 (注1)	11 (13,600株)	-	-
役員	福田 浩一郎	直接 0.2	当社取締役兼代表 執行役副社長	ストック・オプションの権 利行使 (注1)	11 (13,600株)	-	-
				資金の貸付 (注2)	19	流動資産 その他	19

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 2018年6月15日、2019年6月14日及び2020年6月19日開催の定時株主総会の決議により発行した会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の権利行使であります。
2. 資金の貸付については、ストック・オプションの権利行使によるものであります。なお、資金の貸付と回収は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 野島亮司は、2024年3月31日に当社取締役を退任しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,476円59銭
- (2) 1株当たり当期純利益 171円87銭

12. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)
連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

13. 重要な後発事象

(ストック・オプション)
連結注記表に記載をしているため、記載を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社 ノ ジ マ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 川 福 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 前 川 邦 夫

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノジマの2023年4月1日から2024年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第62期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と関係のうえ、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社 ノジマ 監査委員会

監査委員 平 本 和 生

監査委員 高 見 和 徳

監査委員 堀 内 文 子

監査委員 柴 原 多

(注) 監査委員 平本和生、高見和徳、堀内文子及び柴原多は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
- 今後の事業展開の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業内容を追加する
ものであります。
2. 変更の内容
- 変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的）	（目的）
第2条	第2条
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（現行どおり）
1. ～35.（省略）	1, ～35.（現行どおり）
（新設）	<u>36. 小型家電のリサイクル事業</u>
36,～39.（省略）	<u>37,～40.（現行36～39どおり）</u>

第2号議案 取締役15名選任の件

現任の取締役13名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、15名の取締役選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	の じ ま ひ ろ し 野 島 廣 司 (1951年1月12日生)	1973年 4 月 有限会社野島電気商会（現当社）入社 1978年 8 月 当社取締役 1994年 7 月 当社代表取締役社長 2002年 5 月 当社代表取締役社長（CEO）兼執行役員 管理統括本部長 2003年 6 月 当社取締役兼代表執行役社長（CEO） 兼管理統括本部長 2005年 5 月 当社取締役兼代表執行役社長（CEO） 2006年 4 月 当社取締役兼代表執行役会長（CEO） 2007年 6 月 当社取締役兼代表執行役会長兼社長（CEO） 2008年 6 月 当社取締役兼代表執行役社長（CEO）（現任） 2015年 3 月 アイ・ティー・エックス株式会社取締役 2017年 4 月 同社代表取締役社長 ニフティ株式会社取締役 2019年 3 月 Courts Asia Limited Chairman, Group CEO (現 Nojima APAC Limited) (現任) 2020年 6 月 スルガ銀行株式会社取締役副会長 2021年 5 月 アイ・ティー・エックス株式会社取締役相 談役（現任） 10月 I T X コミュニケーションズ株式会社取締 役相談役（現任） 2023年 1 月 株式会社マネースクエアHD取締役（現任） 3 月 コネクシオ株式会社取締役（現任） (重要な兼職の状況) Nojima APAC Limited Chairman, Group CEO	2,808,200株 (177,815株) (注3)
【取締役候補者とした理由】 野島廣司氏につきましては、当社及び当社グループ会社の取締役として、長年にわたり経営全般に携わっており、当社グループの事業分野における豊富な経験と幅広い知見を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
2	ふく だ こういちろう 福 田 浩一郎 (1970年5月6日生)	1994年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社店舗運営管理第二部長 6 月 当社執行役店舗運営管理第二部長 2012年 6 月 当社取締役兼執行役店舗運営管理第二部長 10月 当社取締役兼執行役店舗運営管理部長 2014年 4 月 当社取締役兼執行役人事総務部長 2015年 3 月 アイ・ティー・エックス株式会社取締役 2016年 8 月 当社取締役兼執行役販買推進部長 2019年 2 月 当社取締役兼常務執行役家電AVソリューション推進部担当 8 月 当社取締役兼常務執行役家電AVソリューション推進部長 2021年 10月 当社取締役兼常務執行役商品ソリューション推進部長 2022年 5 月 当社取締役兼専務執行役商品ソリューション推進部長 2023年 3 月 当社取締役兼代表執行役副社長販買・商品部門管掌 (現任) [担当 (委員)] 指名委員 (委員長)	162,600株 (944株) (注3)
【取締役候補者とした理由】 福田浩一郎氏につきましては、当社の取締役として経営に携わっており、主に仕入れや商品戦略分野と、店舗運営面における豊富な経験、能力及び組織運営、人事総務に関するの知見を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者としていたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
3	ぬく もり はじめ 温 盛 元 (1972年5月14日生)	1996年 4 月 当社入社 2005年 6 月 当社執行役経営企画グループ長 2007年 2 月 当社執行役管理本部人事総務統括兼総務 企画グループ長 6 月 当社執行役人事総務部長兼総務グループ長 2011年 10月 当社営業支援グループ長 2012年 10月 当社営業開発部長 2013年 5 月 当社執行役営業開発部長 2014年 6 月 当社取締役兼執行役営業開発部長兼海外事業担当 2015年 4 月 当社取締役兼執行役営業開発部長 2017年 10月 当社取締役兼常務執行役営業開発部長 2024年 3 月 当社取締役兼代表執行役専務営業開発部長 2024年 4 月 当社取締役兼代表執行役専務 営業開発部管掌 兼 関連事業推進室担当 (現任) [担当 (委員)] 報酬委員 (委員長)	117,600株 (4,463株) (注3)

【取締役候補者とした理由】

温盛元氏につきましては、当社の取締役として経営に携わっており、営業支援及び店舗開発の分野における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
4	くに い ひろ ふみ 國 井 弘 文 (1988年6月26日生)	2011年 4 月 当社入社 2019年 2 月 当社販買推進部第二部長 8 月 当社執行役販買推進部第一部長 2020年 8 月 当社執行役販買推進部長 2021年 6 月 当社取締役兼執行役販買推進部長 (現任) [担当 (委員)] 指 名 委 員	18,400株 (844株) (注3)

【取締役候補者とした理由】

國井弘文氏につきましては、当社の取締役として販売推進部門に携わっており、販売推進部門における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者となりました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
5	やま ね じゅん いち 山 根 純 一 (1982年3月14日生)	2010年10月 当社入社 2020年 6 月 当社ＩＴシステム部長 2021年 4 月 当社執行役ＩＴシステム部長 2022年 6 月 当社取締役兼執行役ITシステム部長（現任）	2,000株 (499株) (注3)
	【取締役候補者とした理由】 山根純一氏につきましては、当社の取締役として、ＩＴシステム部門に携わっており、ＩＴシステムにおける知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者いたしました。		
候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
6	いし はら あや こ 石 原 彩 子 (1987年1月29日生)	2005年 4 月 当社入社 2020年 12月 当社サービスイノベーション部長 2021年 10月 当社執行役サービスイノベーション部長（現任）	8,800株 (2,135) (注3)
	【取締役候補者とした理由】 石原彩子氏につきましては、当社の執行役としてサービスイノベーション部門に携わっており、カスタマーサービスにおける知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者いたしました。		
候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
7	はた の ひろ あき 幡 野 裕 明 (1975年3月3日生)	2009年 3 月 新創監査法人入所 2012年 10月 公認会計士登録 2021年 5 月 同法人パートナー 2022年 1 月 当社入社 財務経理部長付 2022年 6 月 当社執行役財務経理部長（現任）	— (992株) (注3)
	【取締役候補者とした理由】 幡野裕明氏につきましては、公認会計士であり、当社の執行役として財務経理部門に携わっており、財務経理における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
8	ひら もと かず お 平 本 和 生 (1945年10月16日生)	1969年 4 月 株式会社東京放送（現株式会社ＴＢＳホー ルディングス）入社 1999年 6 月 同社報道局長 2003年 6 月 同社取締役 2005年 6 月 同社常務取締役 2008年 6 月 同社専務取締役 2009年 6 月 株式会社BS-TBS代表取締役社長 2014年 6 月 同社取締役会長 2018年 6 月 当社社外取締役（現任） 2021年 10月 A X N株式会社取締役（非業務執行）（現任） 株式会社A X Nエンタテインメント取締役 （非業務執行）（現任） [担当（委員）] 監査委員（委員長） 指名委員・報酬委員	4,000株 (－)
【社外取締役候補者とした理由】 平本和生氏につきましては、放送業界における会社経営で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって6年になります。なお、当社は、平本和生氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
9	たか み かず のり 高 見 和 徳 (1954年6月12日生)	1978年 4 月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株 式会社）入社 1998年 12月 同社電化・住設社経営企画室長 2002年 1 月 松下冷機株式会社冷蔵庫事業部長 2004年 6 月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株 式会社）ナショナルマーケティング本部長 2009年 4 月 同社常務役員ホームアプライアンス社社長 2012年 4 月 同社代表取締役専務、アプライアンス社社長 2015年 4 月 同社代表取締役副社長日本地域担当、CS 担当、デザイン担当 6 月 株式会社エフエム東京社外取締役（現任） 2017年 6 月 パナソニック株式会社顧問 2018年 3 月 同社客員 6 月 当社社外取締役（現任） 2019年 3 月 藤田観光株式会社社外取締役（現任） 6 月 東京ガス株式会社社外取締役（現任） [担当（委員）] 監査委員・指名委員・報酬委員	6,000株 (－)
【社外取締役候補者とした理由等】 高見和徳氏につきましては、家電メーカーにおける会社経営で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって6年になります。なお、当社は、高見和徳氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
10	やま だ りゅう じ 山 田 隆 持 (1948年5月5日生)	1973年 4 月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会 社）入社 2001年 6 月 西日本電信電話株式会社取締役設備部長 2002年 6 月 同社常務取締役ソリューション営業本部長 2004年 6 月 日本電信電話株式会社代表取締役副社長 2007年 6 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現 株式会社NTTドコモ）代表取締役副社長 2008年 6 月 同社 代表取締役社長 2014年 12月 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社取 締役（現任） 2015年 5 月 一般社団法人総合研究フォーラム代表理事（現任） 2018年 6 月 株式会社NTTドコモシニアアドバイザー 2019年 6 月 当社社外取締役（現任） [担当（委員）] 指名委員・報酬委員	— (—)
【社外取締役候補者とした理由等】 山田隆持氏につきましては、通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験、知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といいたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって5年になります。なお、当社は、山田隆持氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
11	ほり うち ふみ こ 堀 内 文 子 (1966年6月21日生)	1989年10月 有限責任監査法人トーマツ入所 1993年 3月 公認会計士登録 1996年 7月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社入社 1999年 4月 ダイムラークライスラー日本ホールディング株式会社入社 8月 公認会計士登録 (現任) 2001年 8月 KVH株式会社 (現Coltテクノロジーサービス株式会社)入社 2005年 2月 有限会社淡路会計事務所取締役 2006年 9月 税理士法人トーマツ入所 2012年 6月 税理士登録 (現任) 2013年 5月 ロバートウォルターズジャパン株式会社入社 2014年 4月 立野経営会計事務所入所 2016年12月 税理士法人MSAパートナーズ設立社員 2018年12月 同法人代表社員(現任) 2020年 6月 当社社外取締役 (現任) 2023年 1月 株式会社マネースクエアHD監査役 (現任) 堀内公認会計士事務所 公認会計士 (現任) [担当 (委員)] 監査委員・報酬委員 (重要な兼職の状況) 税理士法人MSAパートナーズ代表社員 (注2)	— (一)
【社外取締役候補者とした理由等】 堀内文子氏につきましては、長年にわたる税理士としての豊富な経験と会計税務に関する専門知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。なお、当社は、堀内文子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
12	い け だ ま さ の り 池 田 匡 紀 (1957年2月22日生)	1979年 4 月 株式会社ニトリホールディングス入社 1999年 10月 同社商品部ゼネラルマネージャー 2001年 5 月 同社取締役商品部ゼネラルマネージャー 2004年 5 月 同社常務取締役営業企画室長 2010年 8 月 同社常務取締役店舗運営部ゼネラルマネージャー 2014年 5 月 同社専務取締役商品部マネージャー 2015年 10月 同社専務取締役中国販売事業担当 2018年 5 月 同社専務取締役グローバル販売統括 8 月 同社取締役副社長グローバル販売統括事業 部ゼネラルマネージャー 2020年 3 月 株式会社スリープセレクト特別顧問（現任） 2021年 6 月 当社社外取締役（現任） [担当（委員）] 指 名 委 員	— (7,283株) (注3)
【社外取締役候補者とした理由等】 池田匡紀氏につきましては、小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年になります。なお、当社は、池田匡紀氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
13	しば はら まさる 柴 原 多 (1973年9月10日生)	1999年 4 月 東京弁護士会登録 ときわ総合法律事務所（現西村あさひ法律 事務所・外国法共同事業）入所 2008年 1 月 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パ ートナー弁護士（現任） 2018年 4 月 慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス非常勤講 師（現任） 2022年 6 月 当社社外取締役（現任） 2023年 7 月 ビヨンドアーチパートナーズ株式会社（現任） [担当（委員）] 監 査 委 員 （重要な兼職の状況） 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士（注2）	— (—)
【社外取締役候補者とした理由等】 柴原多氏につきましては、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。なお、当社は、柴原多氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
14	はやし ふみ こ 林 文 子 (1946年5月5日生)	1987年 3 月 ビー・エム・ダブリュー株式会社東京事業部 (現ビー・エム・ダブリュー東京株式会社) 入社 1993年 1 月 ビー・エム・ダブリュー東京株式会社新宿支 店長 1999年 2 月 ファーレン東京株式会社 (現フォルクスワー ゲンジャパン販売株式会社) 代表取締役社長 2003年 8 月 ビー・エム・ダブリュー東京株式会社代表取 締役社長 2005年 5 月 株式会社ダイエー代表取締役会長兼CEO 2008年 5 月 日産自動車株式会社執行役員 7 月 東京日産自動車販売株式会社代表取締役社長 2009年 8 月 横浜市長 2014年 4 月 指定都市市長会会長 2022年 6 月 当社社外取締役 (現在)	— (—)
【社外取締役候補者とした理由等】 林文子氏につきましては、販売業界における会社経営等と指定都市である横浜市の市長3期の任期 で培われた豊富なビジネス経験・知識や幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取 締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年になり ます。なお、当社は、林文子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
15	いの うえ ゆき お 井 上 幸 夫 (1962年1月3日生)	1985年 4 月 株式会社東芝入社 1999年 7 月 同社経理部 管理担当参事 2000年 6 月 同社デジタルメディアネットワーク社経理部 SD事業担当グループ長 2003年 6 月 同社デジタルメディアネットワーク社経理部 PC事業担当グループ長 2004年 11月 東芝アメリカ情報システム社 (出向) Vice President 2010年 5 月 株式会社東芝 財務部資金担当 部長 2014年 5 月 東芝ヨーロッパ社/EMEA地域統括会社 (出 向) Vice President & CFO 2015年 9 月 東芝テック株式会社 執行役員財務統括責任者兼財務部長 10月 同社 取締役執行役員 財務経理部統括責任 者兼財務部長 2018年 6 月 同社 取締役常務執行役員 財務経理部統括責任者兼財務部長 2019年 6 月 同社 取締役常務執行役員 財務経理部統括責任者、内部管理体制推進担 当、財務部長 2023年 7 月 同社 特別囑託 (現任)	— (—)
【社外取締役候補者とした理由等】 井上幸夫氏につきましては、製造事業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い 見識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者いたしました。なお、当社は、井 上幸夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。			

- (注) 1. 各取締役候補者との間には特別な利害関係はありません。
2. 重要な兼職先である法人等と当社の関係
- ・堀内文子氏が代表社員を務めております税理士法人MSAパートナーズと当社との間には特別な利害関係はありません。
 - ・柴原多氏がパートナー弁護士を務めております西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社には取引関係がございますが、直近事業年度における取引額は当該事務所の年間総収入額の1%未満と僅少であります。
3. 上記「所有する当社株式の数」欄の（ ）内の数字は、2024年3月31日現在の役員持株会での持分であり、外数となっております。
4. 平本和生、高見和徳、山田隆持、堀内文子、池田匡紀、柴原多、林文子、井上幸夫の各氏は社外取締役候補者です。
5. 社外取締役との責任限定契約について
- ① 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、現任の社外取締役である平本和生、高見和徳、山田隆持、堀内文子、池田匡紀、柴原多、林文子の各氏との間に責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円又は法令の定める額のいずれか高い額であります。
 - ② 本総会にて平本和生、高見和徳、山田隆持、堀内文子、池田匡紀、柴原多、林文子、井上幸夫の各氏の再任及び就任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定です。
6. 会社の役員等賠償責任保険について
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（当社の取締役、執行役及び主要子会社の取締役、監査役）が負担することになる損害賠償請求がなされたことにより被る損害を、当該保険契約により填補することとしております。
- 候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

取締役の候補者一覧

候補者氏名						当社における 地位 及び担当	当社取締役が有する知見・経験								
							企業経営	営業 販買戦略	物 仕 入	人財開発	IT・デジタル ビジネス	財 会	務 計	法 リ ス ク マ ネ ジ ム ン ト	海 外
の 野	じま 島	ひろ 廣	し 司	男性	再任	社内	取締役兼 代表執行役社長	●	●	●	●	●	●	●	
ふく 福	だ 田	こう 浩	いち 一	ろう 郎	男性	再任	社内	取締役兼 代表執行役副社長	●	●	●	●			
ぬく 温	もり 盛	はじめ 元		男性	再任	社内	取締役兼 代表執行役専務	●	●	●		●	●	●	
くに 國	い 井	ひろ 弘	ふみ 文	男性	再任	社内	取締役兼 執行役		●	●	●				
やま 山	ね 根	じゅん 純	いち 一	男性	再任	社内	取締役兼 執行役				●	●			
いし 石	はら 原	あや 彩	こ 子	女性	新任	社内	執行役	●	●	●	●				
はた 幡	の 野	ひろ 裕	あき 明	男性	新任	社内	執行役					●	●	●	
ひら 平	もと 本	かず 和	お 生	男性	再任	社外	独立	社外取締役	●	●				●	
たか 高	み 見	かず 和	のり 徳	男性	再任	社外	独立	社外取締役	●	●				●	
やま 山	だ 田	りゅう 隆	じ 持	男性	再任	社外	独立	社外取締役	●	●		●	●		
ほり 堀	うち 内	ふみ 文	こ 子	女性	再任	社外	独立	社外取締役				●	●		
いけ 池	だ 田	まさ 匡	のり 紀	男性	再任	社外	独立	社外取締役	●	●	●			●	●
しば 柴	はら 原	まさる 多		男性	再任	社外	独立	社外取締役						●	
はやし 林	ふみ 文	こ 子		女性	再任	社外	独立	社外取締役	●	●	●				
いの 井	うえ 上	ゆき 幸	お 夫	男性	新任	社外	独立	－					●	●	●

以上

<ご参考>

委員会委員就任予定者（2024年6月21日就任予定）		※委員長候補者	
委 員 会 名	氏 名	※は委員長	
指 名 委 員 会	※福田浩一郎、國井弘文、石原彩子 平本和生、高見和徳、山田隆持、池田匡紀		
監 査 委 員 会	※平本和生、堀内文子、柴原多、井上幸夫		
報 酬 委 員 会	※温盛元、野島廣司、幡野裕明、 平本和生、高見和徳、山田隆持、堀内文子		

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、新株予約権は無償で発行しますが、新株予約権者がその権利を行使する場合は、後記の行使価額の払込みが必要となります。また、付与する新株予約権につきましては、原則として自己株買付からの自己株といたします。

1. 新株予約権を特に有利な条件で発行する理由

ストック・オプションとして新株予約権の発行を行うことにより、従業員の貢献意欲や士気を高めることに繋がり、長期に渡り業績向上に大きく寄与いたしました。よって、引き続き企業価値向上に資すること及び上記目的を適切に達成するため特に払込金額無償にて発行するものといたします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者。なお、当社の取締役及び執行役への付与については、当社の報酬委員会の決定に基づいて実施される予定です。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式4,000,000株を上限とする。

ただし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、40,000個を上限とする。

新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。なお、職務執行の対価として公正発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から3年を経過した日を始期として、その後2年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記（7）に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

- (9) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」③に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「(8) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の割当日
別途取締役会が定める日とする。
- (13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

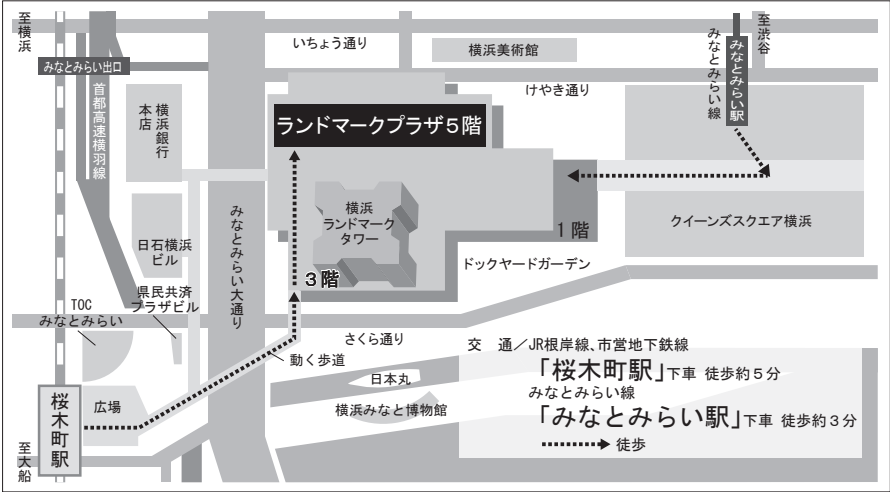
株式会社ノジマ 株主総会会場ご案内図

日時

2024年6月21日（金曜日）
午前10時（午前9時30分受付開始予定）

会場

ランドマークプラザ5階
ランドマークホール
横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
電話（045）222-5050



- 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- 議決権行使をいただいた株主様には後日、心ばかりの品をお送りいたします。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。